

令和 7 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 9 月 2 日

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 6〕

① 件 名
養育医療の給付に係る医療券の再交付後の取扱いについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 平成 2 5 年 4 月 1 日から母子保健法に基づく養育医療の事務が都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、本市では、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生児体重が 2, 0 0 0 グラム以下の者又は生活力が特に薄弱であって規定の症状を示す者）が必要な医療の給付を受けることができるよう、その治療に必要な医療費のうち、加入する健康保険負担分を除く自己負担分について公費負担するため、養育医療券を交付しており、養育医療券の紛失又は毀損があった場合は再交付を行っているところである。 令和 7 年 7 月、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 3 号）が公布され、養育医療券の再交付後、紛失した養育医療券を発見した場合は、速やかに市町村に返還しなければならない旨の規定が設けられた。 【目的】 母子保健法施行規則の一部改正に伴い、本市においても養育医療の給付に係る医療券の再交付後の取扱いを加えたもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号） 母子保健法施行令（昭和 4 0 年政令第 3 8 5 号） 母子保健法施行規則（昭和 4 0 年厚生省令第 5 5 号） 石巻市母子保健法施行細則（平成 2 5 年規則第 3 1 号） 石巻市養育医療給付実施要領（平成 2 5 年 4 月 1 日施行） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 7 年 7 月 母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布（令和 7 年 7 月 2 5 日施行） 8 月 石巻市母子保健法施行細則の一部改正（令和 7 年 8 月 1 日施行） 市ホームページ等による周知
⑤ 主な内容
【養育医療券の再交付後の取扱い】 養育医療券の再交付を受けた後、紛失した養育医療券を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならないこととする。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 養育医療に関する事務を適切に行うことができる。 【市財政への負担】 なし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
全国の自治体において同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
⑨ その他